

- 12/ 5 用排水調整・施設管理委員会、地区用排水調整・施設管理委員会、水路及びパイプライン管理人合同会議
- / 7 理事会、監事会
- /13~14 監事会（定期監査）
- /15 交換分合委託の内容についての細部打合せ
- /16 担い手育成支援事業推進委員会
- " 高木島地区用排水調整・施設管理委員会
- /20 外台地区打合せ
- /23 太田、飯豊地区用排水調整・施設管理委員会
- /26 北万丁目地区交換分合についての打合せ

- 平成18年
- 1/26~27 水土里ネット役員研修会
 - /27 理事会、監事会
 - 2/ 7 21世紀土地改良区創造運動促進会議
 - /10 評価換地委員会
 - " 土地改良制度のあり方検討会に伴う現地調査
 - /24 理事会
 - 3/ 1 北万丁目地区交換分合事業のアンケート調査説明会
 - / 3 理事会
 - / 8 監事会（定期監査）
 - /13 総代協議会（花巻、太田、飯豊、宮野目地区）
 - /14 総代協議会（湯口、湯本、八幡、高木島地区）
 - /15 **二ツ屋排水路・羽黒排水路・松島園 アドプト協定調印式**
 - /20 理事会
通常総代会

行政と住民が一体となり施設（道路・水路等の公共施設）を管理することを目的としたアドプト制度の協定調印式が行われました。

アドプト制度とは、道路・水路等の公共施設の一部区域・区間・空間を「養子」とみなし、住民、団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設の一部（区域等）を責任をもって保守管理していく制度で、主な活動として、水路の清掃、周辺の雑草の刈り払い、花壇の植栽等が行われ、環境美化や緑化活動に努めて参ります。

該当地域は、二ツ屋排水路、羽黒排水路、松島園の3箇所で、花巻市、花巻機械金属工業団地協同組合、(株)中央コーポレーション、松島園管理運営協議会、当土地改良区の間で協定締結されました。道路、水路は地域住民共有の財産です。整備されることは、清潔で快適な地域づくりにもなります。ご協力いただいた各団体（組合）の皆様、今後ともよろしくお祈いします。



強く握手を交わす関係者

主要会議等経過報告 10月 ~ 3月

10/ 3 豊沢ダム見学会



説明を聞く児童達

桜台小学校4年生の児童113名と引率者5名による、豊沢ダムの見学会が昨年に引き続き行われました。この見学会は、社会科見学の一環ということで、始めに豊沢ダム管理事務所の葛巻所長から「豊沢ダムの仕組みと働きについて」の説明があり、その後、質問等がよせられました。児童達はあまり見ることのないダムを目の前にして、興味津々に聞いておりました。自然が少ない市内を離れ、辺り一面自然という環境の中での見学会は、児童達にとっていい経験になったと思います。



- 10/ 4 理事会
- " 岩手県農村建設課須藤総括課長花巻管内（南幹線）現地調査
- /12 岩手県農村計画課による農業用水路（豊沢川2期、大幹線、北幹線）の現地調査
- /17 理事会
- /26~28 第28回全国土地改良大会
- 11/20 **松島園の上流の池の外来魚駆除**
- 12/ 4 **松島園の外来魚駆除**



駆除の様子↑

↓ 捕獲したバス

花巻市糠塚地内にある松島園とその上流のため池にて、健全な内水面の生態系維持と保全を目的としたブラックバス等の外来魚駆除が岩手県、花巻市、漁業協同組合、地元住民、改良区が一体となって行われました。松島園は、かんがい期における周辺地域への用水提供の重要なため池であり、松島園管理運営協議会が中心となり、地元住民による草刈り等の管理がされております。

しかし、いつの間にかブラックバスが繁殖し、そこに生息する在来魚の生態系がくずれてきていることから、今回の駆除が行われました。捕獲されたブラックバスは約800匹で、最大50cmを越す大物もあり、それらはすべて焼却処分され、その他の在来魚はそのまま放流されました。参加者からは、予想をはるかに超えた捕獲数に驚きの声があがるとともに、安堵の顔も見えました。

ちなみに、ブラックバスは、特定外来種被害防止法により移殖の禁止、リリース（釣った後の再放流）の禁止とされ、それを犯した人は懲役もしくは罰金となっております。



通水のお知らせと用水の効率的な使用のお願い！！



組合員の皆様には農作業時期を迎えお忙しい時期をお過ごしのことと思います。田の耕起作業もまもなく始まり、代掻き期の用水は効率的、計画的に管理することが大切です。

今年度は次のとおり通水開始し、配水を行いますので皆様のご協力をお願いします。

- 4月17日** から南幹線、北幹線に通水を開始し、各施設の通水テストを行い、
- 4月25日** までに全地区に配水できるように作業を実施いたします。

※ 用水の使用にあたっては次のことを特に注意しご協力をお願いします。

1. 引水の前には給水栓の開閉状態を事前に確認してください。
 2. 給水栓の開閉はお互いに譲り合い、調整に努めてください。
 3. 排水口とその周辺、畦畔からの漏水による無駄水にご注意下さい。
- 今後、かんがい期の用水確保という観点から効率的な使用と節水管理を行い、お互い協調の精神で用水の使用にご協力下さるようお願いいたします。